

Q&A

Q1 性的マイノリティとはなんですか。

女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、性別に違和感のある方等、生物学的性・性自認、性的指向・性別表現の要素のいずれか(複数の場合もある)が多数に属さない方。

Q2 パートナーシップ宣誓と法律婚との違いはなんですか。

法律婚は扶助義務や社会保険・税関係の扶養・法定相続権等の法律的な義務や権利が発生します。

パートナーシップ宣誓には法的効力はありません。また、この証明により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q3 パートナーシップ宣誓と同性婚制度との違いはなんですか。

同性婚制度は日本では認められていませんが、欧米を中心に認められており、法律上の相続、社会保障、税制などが適用されます。

一方パートナーシップ宣誓は法的に認められてないため、法的根拠に基づいた保障やサービスは受けられません。

Q4 パートナーシップ宣誓導入により、伝統的な家族制度に影響がでるのではないですか

パートナーシップ宣誓に法的な効力はないことから、既存の婚姻や家族制度に何ら法的な影響を及ぼさないものです。パートナーシップ宣誓の趣旨は、一方又は双方が性的マイノリティの方のパートナーシップを、いわゆる性的マジョリティの方と同じように市が尊重し、幸せを願うものです。

Q5 パートナーシップ宣誓のメリットは何ですか。

本制度はお二人がパートナーシップであることを浦添市が認め尊重するものです。

また、市が周知啓発を行うことにより、民間のサービス(携帯の家族割・旅行会社のマイレージ共有・銀行の住宅ペアローン・生命保険の受取人)の拡充、性の多様性に配慮した職場環境の整備等、今後社会全体の理解が進むことを目指します。

Q6 代理や郵送での手続きはできますか

当事者に宣誓確認事項があるため、代理や郵送での申請はできません。
当事者お二人でおこしてください。

Q7 宣誓証明書は即日交付されますか

提出書類の確認や宣誓証明書の準備のため、交付までに 10 日間程度時間がかかります。

交付日については、申請時にご相談させていただきます。

Q8 市外に転出するときはどうしますか

両当事者が本市に居住しなくなったとき、一方が死亡したとき、パートナーシップの解消をしたときには返還届を提出し、証明書を返していただきます。

Q9 転入予定の証明書交付はどうなりますか

転入の事実が確認できる書類をご持参のうえ手続きしてください。浦添市に転入後、住民票の写しをご持参ください。確認後証明書は交付します。

Q10 パートナーシップ宣誓証明は、男女間でもできますか

本市のパートナーシップ宣誓は性的マイノリティの方を対象としており、2人の一方又は双方が性的マイノリティであることが要件となります。従って、双方が性的マジョリティの方の男女間のパートナーシップ宣誓証明はできません。